# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

吉川市長

### 公表日

令和5年12月25日

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	健康増進事業事務							
②事務の概要	・健康増進法による健康増進事業として、市民に対し肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診勧奨事務 ③保健指導、相談事務 ④健康増進事業の実施に関する情報の提供(健康増進法第19条の4) ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。							
③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー							
2. 特定個人情報ファ	イル名							
健康管理システム								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条 第1項、別表第一76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第54条							
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>							
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条							

①実施の有無	[ 実施する	]	へ選択版ン 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条						
	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・別表第二省令第50条						

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康長寿部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

健康長寿部健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康長寿部健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803
-----	--

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年12月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査    [  ]外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	田口 昇	小林 以津己	事後	人事異動による変更			
平成29年1月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後				
平成29年1月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後				
平成29年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため			
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため			
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため			
平成30年1月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後				
平成30年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後				
平成31年1月10日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	小林 以津己	健康増進課長	事後				
平成31年1月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後				
平成31年1月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後				
令和1年12月26日	<u>2. 収扱有数</u> Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後				
令和1年12月26日	1. <u>対象へ数</u> Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後				
令和2年12月25日	I関連情報	・健康増進法に基づき、保険指導、がん検診等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種がん検診事務 ②訪問指導事務 ③成人病予防教室開催事務 ④健康相談事務	・健康増進法に基づき、保健指導、がん検診等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種が人検診事務 ②訪問指導事務 ③健康相談事務	事後	再実施			
令和2年12月25日	I 関連情報7. 請求先	健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川 二丁目1番地13 048-983-9803	健康長寿部健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803	事後	再実施			
令和2年12月25日	I 関連情報 8. 連絡先	健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川 二丁目1番地13 048-983-9803	健康長寿部健康増進課 埼玉県吉川市吉川二 丁目1番地13 048-982-9803	事後	再実施			
令和2年12月25日	<u>o. 建幅ル</u> Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	<u>- 1 日 1 日 1 1 3 0 4 6 - 9 6 3 - 9 6 0 3</u> 令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施			
令和2年12月25日	1. <u>対象へ数</u> Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施			
令和3年12月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	・健康増進法に基づき、保健指導、がん検診等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種が人検診事務 ②訪問指導事務 ③健康相談事務	・健康増進法による健康増進事業として、市長に対し流が心検診、見が人検診。胃が人検診、子宮頭が人検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診等に関する事務を行う。・特定個人情報フイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診動災事務 ③保健指導・粗談事務 ④健康増進事業の実施に関する情報の提供(健康増進法第19条の4)・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェインステム)、既存システム、ロば内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行業したで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事前	再実施			
令和3年12月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、団体内 統合宛名システム	健康管理システム、住民記録システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	事前	再実施			
令和3年12月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	健康増進ファイル	各種検診ファイル	事前	再実施			
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	再実施			
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・・行取手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第50条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・別表第二省令第50条	事前	再実施			
令和3年12月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	再実施			
令和3年12月17日	Ⅱしきい値判断項目		令和3年12月1日時点	事後	再実施			
	<ul><li>2. 取扱者数</li><li>IVリスク対策</li><li>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</li></ul>	[〇]接続しない(入手)[〇]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手)[ ]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十 分か(十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か[十分である]	事前	再実施			
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後				
令和4年12月16日	<ol> <li>対象人数</li> <li>Ⅱしきい値判断項目</li> </ol>	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後				
	2. 取扱者数 I 関連情報							
令和5年12月25日	2. 特定個人情報ファイル名 IIしきい値判断項目	各種検診ファイル	健康管理システム	事後				
令和5年12月25日	1. 対象人数 IIしきい値判断項目	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後				
令和5年12月25日	2. 取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後				